

保管場所が一戸建ての場合の現況確認手順

申請者・届出者_____

（ポイント）警察は、今回、申請・届出する場所に何台停めることができ、今回、申請・届出するのが何台目かということを気にしています。

保管場所とは、申請書・届出書に記入する「自動車の保管場所の位置」のことであり、「自動車の使用の本拠の位置」や「申請者・届出者の住所」ではありません。

今回、申請・届出する保管場所に何台停められるか？

・車庫・・・・・・・・台　　・空地・・・・・・・・台

（注）ドア等を開けるスペースは考えなくてよい。詰めて停めた場合に何台停めれるか？

車庫とは、屋根や壁等で覆われたところ。カーポート等も含む。

空地とは、車庫以外のところ。普通に外に止める場合。

現在、普段の日常、今回、申請・届出する保管場所に何台車を停めているか？（車名、車種を記入）

1. _____

2. _____

3. _____

（注）父、母、子等、誰が車を使用しているかは問わない。世帯全体で考える。

上記で記入した車は、今回、申請・届出する保管場所で、過去に車庫証明をとったものか？（今回の場所、違う場所等と記入）

1. _____

2. _____

3. _____

今回の申請・届出は、下記のいずれに該当するか？（該当するものに○を付ける）

- 新規（1台目）
上記に何も記入していない場合。または、上記に記入する車があるが、上記で「今回の場所」と記入した車がない場合。
- 代替
- 増車

（注）代替とは、今回、申請・届出する保管場所と同じ場所で、過去において既に車庫証明をとった車と入れ替える場合です。（父、母、子等、過去において誰が車庫証明をとった車かは問わない。また、上記で「違う場所」と記入した車は代替車にはならない。）

（代替の場合）上記で記入した車のうち、何番の車と入れ替えになるか？（代替車の確認）

（代替の場合）上記で記入した車（代替車）の下記の事項を記入する。

- 登録年月
- 車台番号
- 登録番号